

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立130番地

氏 名 森下企業株式会社

代表取締役 森下尚平

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

大澤 正明



許可の年月日 平成 29年 10月 9日

許可の有効期限 平成 34年 10月 8日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬

(2) 産業廃棄物の種類（積替え 保管を除く）

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類（以上8種類）

※①については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑥については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑦については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑧については、石綿含有産業廃棄物を含む。

本許可証は情報公開のため
に掲示しているものであり、
他の用途による使用は無効とする

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 19年 10月 9日 新規許可

平成 24年 10月 9日 更新許可

平成 29年 10月 9日 更新許可

4 積替え許可の有無

有・無

5 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

本許可証は情報公開の
ために掲示しているも
のであり、他の用途に
よる使用は無効とする